

保護者の皆様へ

令和7年度 就学援助についてのお知らせ

由布市教育委員会

由布市では、お子さまを小中学校へ就学させるのに経済的理由でお困りの方に対して、学用品等の一部を援助しています。援助を希望される方は、以下の説明をお読みのうえ必要書類を添えて申請してください。世帯の人数、構成等に関係なく申請できます。ただし、申請により就学援助費の支給が確定するものではありません。認定中の方も、引き続き援助を希望される場合には、毎年申請が必要です。また、入学準備金の認定を受けた方も必ず申請して下さい。

1 就学援助を受けることができる方（次の①から⑩のいずれかに該当する方）

- ①生活保護法に基づく保護を停止又は廃止された方（停止又は廃止となり、おおむね1年以内）
- ②市民税の非課税又は減免を家族全員が受けた方
- ③個人事業税又は固定資産税の減免を家族全員が受けた方
- ④国民年金の減免を家族全員が受けている方（1/4免除は除く）
（※16歳以上20歳未満の方で学生以外の方や、年金支払義務がない方（60歳以上の方等）が世帯員にいる場合には④の理由には該当しません）
- ⑤国民健康保険税の減免若しくは徴収の猶予を家族全員が受けた方
（※国民健康保険以外（社会保険等）の加入者が世帯員にいる場合には、⑤の理由には該当しません）
- ⑥児童扶養手当を受給している方（※児童手当とは異なります）
- ⑦生活福祉資金の貸付けを受けている方
- ⑧日雇労働者で職業安定所に登録している方
- ⑨生活保護法の適用を受けていないが、それに準ずる生活程度である方
- ⑩病気災害等の特別な事情により、経済的に困窮している方

※所得課税証明の提出は不要です（転入者等除く）。また、④で申請される方で「国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書」の令和7年6月分まで承認の写しを、令和6年度中に提出されている方もしくは入学準備金申請時に提出されている方は、受給申請書兼同意書のみ提出で構いません。

2 就学援助の申請方法

就学援助の申請をされる方は、学校で申請書を受け取り、必要事項を記入のうえ、

2月28日（金）までに学校へ提出してください。

- ※ お子さまが小学校と中学校にそれぞれ就学されている場合、受給申請書は、学校別にそれぞれ記入して提出してください。
- ※ 令和6年度に就学援助費を受給し、令和7年度も引き続き受給を希望される方も必要書類を提出してください。
- ※ 就学援助の適・不適の判断が困難な場合は、面接のうえ、調査することがあります。

裏 面 へ 続 く

3 結果の通知等

申請された児童扶養手当受給者の方については、4月下旬に審査され、5月上旬頃に審査結果を通知します。それ以外の方は、6月下旬に審査され、7月上旬頃に審査結果を通知します。

就学援助費は8月・12月・3月に支給されます。なお、認定された後に転出や婚姻等で該当要件を欠くことになった場合には、取消の申出が必要となりますので、学校又は学校教育課へお問い合わせください。

4 就学援助の主な支給内容（令和6年度の場合）

費 目	小 学 校	中 学 校	支給予定月
入学準備金 新入学学用品費	1 学年 57,060 円	1 学年 63,000 円	・ 入学準備金認定者は 3 月下旬から 4 月上旬 ・ 通常は新入学学用品費として 8 月下旬
学用品費等	1 学年 月額約 1,103 円 2～5 学年 月額約 1,292 円 6 学年 月額約 1,158 円	1 学年 月額約 1,894 円 2～3 学年 月額約 2,083 円	8 月、12 月、3 月下旬
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	実施学年 実費支給 (上限 3,690 円)	実施学年 実費支給 (上限 6,210 円)	8 月、12 月、3 月下旬
オンライン学習通信費	1 世帯あたり月額 1,167 円 (小中学生の長子に対して支給)		8 月、12 月、3 月下旬
給食費	全学年 実費支給	全学年 実費支給	8 月、12 月、3 月下旬
修学旅行費	6 学年 実費支給	2 学年 実費支給	小学校 8 月、12 月 中学校 10 月下旬

※支給費目及び支給額については、年度により変更になる場合があります。

5 その他

(1) 表面 1－⑨生活保護法の適用を受けていないが、それに準ずる生活程度である方について
同居（住民票は別でも一緒に住んでいる家族を含む）の家族全員の令和6年中合計収入額から
社会保険料を控除した額が、基準以下（下表を参考にしてください）の方が対象になります。

〈参考例〉※令和6年度の場合

両親がともに40代、お子さんが下表の世帯状況の参考基準額（目安）です。この基準額はあくまでも目安であり、実際は年度、世帯員の人数、年齢、構成等により基準額が異なります。

	両親+幼+小 (4人世帯)	両親+小+中 (4人世帯)	両親+小+小+中 (5人世帯)	両親+小+中+中 (5人世帯)
借家の方	258万円	283万円	312万円	323万円
持家の方	207万円	233万円	261万円	272万円

※一部（自営業・不動産所得等）の世帯について、所得額を収入額へ換算し審査する場合があります。

(2) 表面 1－⑩病気災害等の特別な事情により、経済的に困窮している方について
急な病気や失業等で経済的に困窮している方が対象になります。状況により提出していただく書類が異なります。申請書の【 】欄になるべく詳しく状況をご記入ください。